

「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」及び「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）についての意見・情報の募集」の結果について

令和8年7月

「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」及び「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）について、令和8年6月3日から令和8年7月2日までの期間、意見・情報の募集を実施しました。

その結果、募集期間において、3名から6件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見及びそれに対する農林水産省の考え方を別紙に記載しましたので、お知らせします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政への御理解、御協力よろしくお願い申し上げます。

【別紙】

提出された御意見	御意見に対する考え方
配字に関して日付「令和八年 月 日」は1字下げ、大臣名は1字上げ、「農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。」「次の表により、・・・これを加える。」の部分はそれぞれ1字上げとするのが適切であるため修正すべきではないか。貴省が令和8年6月2日に公布した農林保険法施行規則の一部を改正する省令（令和八年農林水産省令第四十四号）ではそのようになっている。	新旧対照表の書式は省内ルールに則って作成しております。また、官報に掲載される際の外観は、掲載される紙面の構成によって変わります。
附則第一条について、案件番号595126088にて意見募集されている円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則（案）の附則と平仄を揃え「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日（令和八年十二月十一日）から施行する。」として日付を括弧書きで加えるべきではないか。	「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行期日を定める政令（令和8年政令第190号）」の公布を踏まえ、別紙のとおりとしました。
附則が2条建てとなっており、また、それぞれの条で項や号に細分化もされていないことから、第一条を第一項、第二条を第二項として項建てで規定すべきではないか。貴省と国土交通省が令和8年5月20日に公布した農住組合法施行規則及び市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令（令和八年農林水産省＝国土交通省令第二号）ではそのようになっている。	附則の条建てについては、農業協同組合法施行規則等における附則の規定ぶりを参考に、適切に規定しております。
本件改正案について、共済事業における個人情報保護、情報漏えい時の被害最小化、委託先・子	いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせて

会社等を含む情報管理態勢の観点から、意見を提出します。

共済事業では、契約者情報、被共済者情報、事故・給付・請求に関する情報、口座情報、場合によっては健康・医療・生活状況に関わる情報など、漏えい時の影響が大きい情報を取り扱うものと理解しています。

私自身も、過去にクレジットカード情報の漏えい被害や、写真販売サイトにおける個人情報漏えいの当事者となった経験があります。こうした経験から、個人情報漏えいは単なる一時的な事故ではなく、対象者に不安や確認作業、二次被害への懸念を長く残す問題だと感じています。

また、近時の公表事例として、2026年6月には、九州電力送配電株式会社において、お客さま情報を保存した外部記憶媒体が所在不明となる事案が発生しています。同社の公表によれば、需要者名、供給場所住所、使用電力量データ、電話番号等の情報が最大1,090万口分保存されていたとされ、現時点で流出の事実は確認されていないものの、社外に漏えいのおそれがあるとされています。

この事案は、重要情報が外部記憶媒体やバックアップ環境に保存されている場合、保管場所、施錠、持ち出し管理、棚卸し、委託先・関係者の取扱いなど、人が介在する運用のわずかな不備によって、大規模な漏えいリスクが生じ得ることを示す具体例だと考えます。

近年は、ランサムウェア、内部不正、委託先・再委託先からの流出、クラウド設定不備、端末紛失、外部記憶媒体の紛失、生成AIを利用した情報

いただきます。

の分析・悪用など、情報漏えいの経路と被害の広がり方が複雑化しています。そのため、共済事業の監督指針においても、個人情報の適切な取扱いを確保する態勢に加えて、万一データが外部に流出した場合でも、流出したデータ単体では意味を持たず、復元・悪用されにくい状態にしておく「漏えい時の被害最小化」の観点を明確に位置付けることが重要だと考えます。

暗号化は重要な基礎対策ですが、どの情報を暗号化対象とするかの判断、鍵の管理、権限設定、運用ルールの徹底などに人が関与します。そのため、設定ミス、鍵管理の不備、誤送信、端末紛失、外部記憶媒体の紛失、委託先での取扱いミスなど、人が介在することによる漏えいリスクを完全に防ぐことは難しいと考えます。

さらに、量子コンピューターの発展により、現在広く使われている暗号方式が将来的に危殆化する可能性について、NIST等の専門機関も警鐘を鳴らしています。耐量子暗号への移行は重要ですが、方式によっては公開鍵、署名、暗号文等のサイズが大きくなり、通信・記憶・処理・運用負荷が増える可能性があります。そのため、暗号方式の強化だけに依存するのではなく、データそのものを分散・無意味化し、一部が流出しても単体では復元・悪用されにくい状態にする多層的な対策が必要だと考えます。

そのため、共済事業向けの監督指針においては、暗号化、アクセス制御、認証、ログ監視等の従来対策に加え、秘密分散、データ無意味化、分散保管等により、流出したデータ単体では意味を持たない設計を検討対象に含めることを要望しま

す。 特に、子会社等、委託先、再委託先、クラウド環境、バックアップ環境、職員端末、外部記憶媒体等を含めた情報管理態勢において、「情報を漏らさない」対策だけでなく、「万一漏えいしても悪用されにくい」対策を重視すべきだと考えます。 特定の企業や製品の採用を求めるものではありません。秘密分散、データ無意味化、分散保管といった技術カテゴリを、共済事業における個人情報保護及び情報漏えい時の被害最小化策として、監督上の着眼点や実務上の検討項目に含めていただきたいという趣旨です。	
○新たに開拓する事業分野の会社などの範囲について 「12号区を11号区域にまで拡張された」と解釈していいのでしょうか？ 田舎に工場や会社や社宅が自由に建てられるという事ですか？ 田舎の農家は個人事業主が殆どで、後継ぎもいません。 離農すれば、田んぼや畑は国にタダで収奪されるでしょう。 その土地を、縁もゆかりもない企業が安く買えば好き勝手にされてしまいます。 メガデータバンクやスマホ農場、発電所やゴミ処理場にでもするのでは？ そんな事より農家に補助金を出して、日本の食料を守って欲しいです。	御質問の「12号区を11号区域にまで拡張」することの趣旨が明らかではございませんが、この省令案による農業協同組合法施行規則第66条第1項の改正規定は、農業協同組合法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合連合会が子会社とすることができる経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として、早期事業再生法に基づいて事業再生手続を行った会社を、新たに第9号に追加することに伴い、改正前の第9号から第11号までを、第10号から第12号までに改めるものです。
○防衛費特別法人税の削除について 防衛費特別法人税というものを初めて知りま	この省令案による農業協同組合法施行規則第96条第2項及び

したが、法人には必ず課税されるのでしょうか？
それが免除になるのはどういう訳ですか？

田舎に人材を移動させるための手段なら、そのために新たな法人税が課せられたただけな気がします。

第112条第1項の改正規定は、出資組合の貸借対照表及び損益計算書に防衛特別法人税を位置づけるものです。御質問の「免除になる」との御指摘の趣旨が必ずしも明らかではございませんが、この省令案は、防衛特別法人税に係る税制上の取扱いを定めるものではありません。